

督促状

		所管	会計	
事業所整理記号	事業所番号	年度	所属年月	
健康保険料				円 円
厚生年金保険料				円 円
子ども・子育て拠出金				円 円
合計				円 円

指定期限 平成 年 月 日 限り

納付場所 日本銀行本店、支店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本店若しくは支店又は郵便局等）、年金事務所

上記のとおり納付してください。

指定期限までに完納しないときは、納期限の翌日から法律に定める金額の延滞金を徴収します。

指定期限を過ぎて完納しないときは、財産差押の処分をします。

平成 年 月 日

歳入徴収官の官職氏名又は健康保険組合理事長の氏名

金額の欄が二段で表示されているときは、上段が告知額、下段が納付されていない額（督促の対象となる額）です。

備考

- 1 保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。
- 2 督促状を発する者が歳入徴収官である場合は、この様式により厚生年金保険料及び児童手当拠出金の督促を併せて行うことができること。
- 3 督促状を発する者が歳入徴収官であるときは、「所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」と、「会計」を「年金特別会計」と記載すること。
- 4 「所管」、「会計」、「事業所整理記号」及び「事業所番号」の欄は、督促状を発する者が健康保険組合理事長であるときは、記載を要しないこと。
- 5 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができること。